

令和6年度第4回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和6年9月17日（火）午後2時29分から午後3時33分まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置を定めることを適当とする旨，答申することを決定

(2) 知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）

→ 原案のとおり許可の基準を定めることを適当とする旨，答申することを決定

(3) 漁業許可等に関する取扱方針について（協議）

→ 修正を反映した上で改正することを決定

(4) その他

→ 意見なし

令和6年度第4回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和6年9月17日(火) 午後2時30分から

区 分	氏 名	出 欠
漁業者・漁業従事者委員	(会長) 阿久根 金也	○
漁業者・漁業従事者委員	川 畑 三 郎	○
漁業者・漁業従事者委員	楠 田 勇 二	○
漁業者・漁業従事者委員	小 崎 春 海	○
漁業者・漁業従事者委員	迫 田 洋 則	○
漁業者・漁業従事者委員	(会長職務代理者第1位) 重 信 雅 彦	○
漁業者・漁業従事者委員	田 村 真 一	○
漁業者・漁業従事者委員	野 村 敬 司	×
学 識 経 験 委 員	(会長職務代理者第2位) 柳 原 重 臣	○
学 識 経 験 委 員	佐 野 雅 昭	×
学 識 経 験 委 員	西 一 樹	×
中 立 委 員	肥 後 正 司	○
中 立 委 員	前 田 圭 子	○
中 立 委 員	前 田 祝 成	○

(出席者) 11人

(欠席者) 3人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係主査）	赤 崎 の ど か
水産振興課漁業調整係技術主査	小 路 口 拓 輝
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平

— 令和6年9月17日（火）午後2時29分開始 —

【開会】

○ 板坂事務局長

ただいまから令和6年度第4回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、委員14人中11人の出席をいただいております。漁業法第145条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に、マイクがお手元に届いてから行うようにしてください。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○ 阿久根議長

皆さんこんにちは。残暑厳しい折というより、まだ真夏のように水温も川薩、甕島近海は29度台後半から30度あります。

地球温暖化のせいなのか、秋太郎漁が時季的に捕れておりますが、これまであまり見なかった島根県や高知県でまで揚がって、今日は九州市に長崎県等から53本揚がっているようです。これも地球温暖化なのか、一時的なものであれば良いなと思っているところでございます。

【議事録署名者の指名】

○ 阿久根議長

それでは、議事に入る前に議事録署名者について、私から指名するということによろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは今回は小崎委員と、前田圭子委員をお願いいたします。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

早速議題に入ります。

本日は事務局から、議題1について、議題3の協議結果を踏まえて審議をお願いしたいとの申出がありました。

したがって、議題1は、議題3のあとに審議することといたします。

それでは、議題2から始めたいと思います。

【議題2 知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）】

○ 阿久根議長

議題2は「知事許可漁業に係る許可の基準について」です。これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（山神水産技師）

水産振興課漁業調整係の山神です。議題2「知事許可漁業に係る許可の基準について」について御説明します。

本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

資料1ページを御覧ください。

（諮問文）

水 振 第 3 6 2 号
令和6年9月17日
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第5項、鹿児島県漁業調整規則第11条第5項及び第7項に規程する許可の基準を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（山神水産技師）

資料2ページの1番を御覧下さい。今回定める許可の基準について御説明します。許可の基準は、令和2年に施行された改正漁業法で新たに定められたもので、委員会に諮問し、制限措置において許可すべき数を定めたものの、それを超える申請があった際に、誰に許可をするかを決定するために用いる基準です。

続いて、「2 新基準制定理由」です。現在、許可をしている全ての漁業種類について基準を定めておりますが、必要に応じて各許可機関が漁業種類ごとに定めてきたので、同じ内容にもかかわらず、微妙な表現の違い等が生じています。

また、この基準は、鹿児島県行政手続き条例により公開する必要があり、多くの県でホームページ公開を行っているところです。

本県では、各許可機関に備え付け、縦覧を行っていますが、許可等の公平性の観点から、他県同様に県ホームページで公開するのが適当と考えており、公開に先立ち内容を精査し、明確化するため、現在の基準を廃止し、新たに統一的な基準を定めようとするものです。

「3 新基準に定める許可等の優先順位」ですが、基本的には現行の基準と同じものとなっています。優先順位の1番から「現在許可等を受けている者」、2番に「過去に許可を受けたことがある者」、3番が「従事者」、4番のみ新設で「90日以上漁業を営む者」、5番目が「その他」となっています。

なお、この基準によって許可をすべき者が決定できない場合は、くじ等の公正な方法で決定することと漁業法に規定されています。

3ページを御覧ください。

こちらが今回新たに制定しようとする基準になります。現状、漁業種類ごと、

許可機関ごとに定めている基準を統一し、許可の有効期間ごとに、2種類へ整理しています。

1番が許可の有効期間が1年間以下である、もじゃこ、稚うなぎ、さんご漁業に適用する基準、2番が許可の有効期間が3年間である、その他全ての許可に適用する基準となっています。

違いとしましては、許可の有効期間が1年以下の許可に関しては、申請時に有効な許可がない状態での申請になりますので、(1)を「当該漁業許可等を直近の許可期間に受けている者」としており、3年間の許可の場合は申請時に有効な許可がある状態での申請になりますので、(1)を「許可を受けている者」としています。

4ページに現行の基準との比較、5ページ以降は関係法令となっておりますのでお目通しください。

新基準（案）については、既に熊毛海区・奄美大島海区漁業調整委員会には承認をいただいておりますので、本日の委員会で承認が得られましたら、9月中には施行、県ホームページでの公開を開始したいと考えています。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願います。

○ 阿久根議長

ただいま事務局から説明がございましたが、委員の皆様方から、何か御意見・御質問ございますか。

はい、柳原委員。

○ 柳原委員

議事からすると、議題1が制限措置の公示、議題2が許可の基準となっておりますが、議題2から審議するんですか。私が聞き逃したかもしれませんが。

○ 阿久根議長

先ほど説明したとおり、議題1と議題3が関連事項となりますので、まずは議題2を先に審議することといたします。

他に御意見・御質問ございますか。

特に意見等はないようですので、議題2の「知事許可漁業に係る許可の基準について」は、原案のとおり定めることが適當の旨、答申することとしてよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○ 阿久根議長

それでは、議題2の「知事許可漁業に係る許可の基準について」は、そのように答申することに決定いたします。

【議題3 漁業許可等に関する取扱方針について（協議）】

○ 阿久根議長

次は進行上、議題3です。議題3は「漁業許可等に関する取扱方針について」です。これは協議事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（小路口技術主査）

水産振興課漁業調整係の小路口です。議題3「漁業許可等に関する取扱方針について」説明させていただきます。資料3の1ページを御覧ください。

まず、「1 漁業許可等に関する取扱方針とは」ですが、県が漁業許可を行う上での審査基準や操業区域、条件等のルールを規定しているものです。これまでも取扱方針を改正する際には、関係海区漁業調整委員会に協議させていただいており、今回も協議させていただきます。

なお、当該方針は、行政手続法第5条の審査基準に該当します。

続いて、「2 改正理由」についてですが、大きく3点ございます。

まず、1つ目ですが、令和2年に漁業法が大幅に改正されましたが、現在の取扱方針には改正以前の表現や考え方がまだ残っており、これを改正する必要があります。

また、海洋環境の変化など、近年の漁業に対応した柔軟な制度運用を図るため、旧来の考え方に係る規定も併せて改正します。

続いて2点目、鹿児島県漁業調整規則第14条第1項第1号、これは最後のページに参考として抜粋を載せておりますが、ここに「継続の許可」という手続きがあります。これは、現在、許可を受けている者が有効期間満了後も継続して許可を受けられるようにする手続きで、全国的に行われているものです。ただ、これまで本県では継続の許可を行う漁業を指定しておらず、いわゆる3年ごとの一斉更新という形で新規許可を行っておりました。そのため、3年ごとの更新のタイミングで海区漁業調整委員会への制限措置の諮問、公示を行っておりましたが、今回、漁業を指定することでこれらの手続きが不要となり、行政の業務負担が軽減されるとともに、漁協側もこれまでは1か月という短期間での申請を指定されておりましたので、漁協側の業務負担の軽減も期待されます。

最後に3点目ですが、取扱方針は行政手続法第5条の審査基準に該当することから、県行政手続条例第5条第3項に基づき、これらの審査基準は公開することとなっております。これまで本県では、縦覧による公開をしておりましたが、他県においてはホームページで公開を行っていることから、許可手続きの公平性・透明性を高めるため、他県同様、ホームページで公開することがより良いと考えております。公開に先立ち、先ほど申し上げたような漁業法や漁業調整規則との齟齬がないよう、修辭上の修正を行うものです。以上が改正の理由です。

それでは、「3 改正内容」について御説明します。まず、「(1) 鹿児島県漁業許可等の取扱いに関する基本方針」についてです。改正の概要は4点です。

1点目、漁業法に即した文言への修正。

2点目、許可保有数の特例に係る表現を改正。

3点目、継続の許可に係る規定を追加。

4点目、その他根拠条文の改正や修辭上の修正となります。

4ページ、5ページを御覧ください。具体的な改正箇所は見え消しとしております。修辭上の修正が主となっております。新しく設けた5ページの8に継続の許可等を規定しております。今回、知事が指定する漁業としては、単年許可である「もじゃこ漁業」、「稚うなぎ漁業」、「さんご漁業」を除く漁業を指定しております。以上が(1)の改正内容となります。

1ページにお戻りください。続いて、「(2) まき網漁業の許可等に関する取扱方針」についてです。改正は4点ございます。

1点目は許可の優先順位の規定の削除です。議題2でお諮りした許可の基準で優先順位を規定しますので削除しております。

2点目は火船等の届出の様式の削除です。事務的な規定は全て事務取扱要領において別途規定することとしており、今後規定する要領に様式等に移し替えることとしております。

3点目は許可の有効期間に係る規定の削除です。有効期間は調整規則に規定しており、重複となるため削除しております。

4点目は修辭上の修正です。具体的な修正箇所は6ページから8ページに載せております。

続いて、再度1ページにお戻りください。続いて、「(3) 鹿児島湾内における小型まき網漁業及び四そう張網漁業許可等に関する取扱方針」についてです。改正は3点ございます。

1点目、許可対象者に係る規定の削除です。許可対象者については、新漁業法では、許可の判断は規則に定める適格性と、先ほどお諮りした許可の優先順位で決定することになりますので、削除しております。

2点目、条件に同じ規定があるため、重複により火船等の届出に係る制限を削除しております。

3点目、4点目は(2)と同様に許可の有効期間の削除、その他修辭上の修正としております。具体的な修正箇所は14ページ、15ページを御覧ください。

許可の対象者は全て削除し、火船等の届出の様式は別途要領を定め、許可の有効期間を削除する改正となっております。

2ページを御覧ください。(4)から(14)まではほぼ同じ改正であり、内容は(1)、(2)同様、許可対象者や優先順位に係る規定の削除となっております。

具体的には16ページから35ページをお目通しいただければと思います。

ちなみに、内容については変更しておらず、修辭上の修正や優先順位の削除等のみ行っております。

「(15) 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針」から御説明させていただきます。

具体的には36ページをお開きください。

許可の対象者や有効期間について先ほどと同様に削除しております。条件のところ、「(1) 共同漁業権者の同意書を携帯しなければ操業してはならない。」を追加しております。これは、「2 許可対象者」で定められていた「共同漁業権者の同意があった者」を移した形になります。

続いて3ページ、(16)、(17)、(18)です。「(16) かご漁業及びあさひがにかかり網漁業の許可等に関する取扱方針」については他の修正と同じですので、後ほど改正箇所をお目通しください。

「(17) もじゃこ漁業許可に関する取扱方針」、これは改正箇所が多いので、見え消しを示しながら御説明いたします。41ページをお開きください。

こちらこれまでの取扱方針と運用が変わるわけではなく、基本的には修辭上の修正となります。許可の対象者については、他と同様、削除しております。ただ「需給契約が必要」というのは、これまでも同様の取扱いですので残した上で「需給契約締結を前提として許可申請を行うもの」と表現を変えております。

「5 集荷及び検量」については新設されたように見えますが、44ページから45ページに「もじゃこ漁業許可申請等手続要領」が掲載されており、そちらで規定されていたものを取扱方針に移した形です。

なお、様式や必要書類等の事務手続きについては、別途定める事務取扱要領において定めることとしております。

最後に「(18) 試験研究又は教育実習のための特別採捕許可に関する取扱方針」です。こちらは他の改正と異なります。見え消しを見ていただいた方が分かりやすいと思いますので46ページを御覧ください。

「特別採捕許可」とは、試験研究や教育実習、種苗の供給という目的で許可をするものです。

現在の方針では、「試験研究等」と「食害生物・外来生物駆除」の2つの区分に分かれていましたが、「試験研究」と「教育実習」という漁業調整規に基づくカテゴリに分類し直す改正となっております。「食害生物・外来生物駆除」については、教育実習の中のものとして整理しております。

また、教育実習の許可対象者に、「③ 知事が特に定めるもの」として「試験的な操業や操業技術向上のための教育実習等」を規定しております。

今後、漁業で試験操業を行う場合は、教育実習の試験研究として別採捕を許可する場合がありますこととなります。主な改正は、以上となります。

最後に3ページの「4 今後のスケジュール（案）」についてです。8月23日と9月2日に奄美大島海区、熊毛海区へ協議をお願いし、特段御意見等はいただいております。本日、協議をしていただき、先ほど議題2でお諮りした審査基準と同様に施行し、ホームページで公開することを予定しております。以上です。

○ 阿久根議長

ただいま県執行部から説明がございましたが、委員の皆様方から、御意見・御御質問ございますか。

はい、前田圭子委員。

○ 前田圭子委員

14ページの「火船等の届出」について、「次の書類をそえて」という文言を削除しているにもかかわらず、「(1) 漁船原簿謄本」、「(2) 使用权が所有者以外の場合は、当該権利を有することを証する書面」という文言が残っているので、ここは削除ではないかなと思います。

○ 事務局（小路口技術主査）

そうですね。ここは削除で、別途事務取扱要領において規定いたします。

○ 阿久根議長

御指摘ありがとうございます。他にございますか。

前田圭子委員。

○ 前田圭子委員

質問ですが、定数、隻数等が削除されているものと残っているものがありますが、方針等があるのかを教えてください。

○ 事務局（小路口技術主査）

説明が不足しておりました。「○隻まで許可します。」というものがあります。

漁業法で小型まき網漁業、中型まき網漁業については、定数が定められております。なので、漁業法に基づく統数を規定しております。

漁業法改正以前は、小型機船底引き網漁業も同様に定数が規定されていましたが、改正後は規定されていない状況ですので、これを削除しております。ただ、一部、漁業法に基づかない定数もあり、そちらについては従前のまま残しております。

○ 阿久根議長

よろしいでしょうか。他の委員の方で、御意見・御質問ございますか。
柳原委員。

○ 柳原委員

確認ですけど、修辭上の修正がほとんどで、技術的な取扱いについては従前と変わらないという理解でよいですか。

○ 事務局（小路口技術主査）

はい。

○ 阿久根議長

新漁業法に適用するための修正ということですね。

○ 事務局（小路口技術主査）

そうですね。ただ、継続の許可については新たに盛り込んでいます。

○ 阿久根議長

私から、参考までに。

継続の許可は、今までは3年ごとの更新時に1か月間の申請時期を設けて、各漁協の理事会の承認を経て、住民票を添えて申請を出すわけですが、今後は理事会を経ずに、継続して自動的に更新していくと理解してよいですか。

○ 事務局（小路口技術主査）

必要書類は、これまで同様です。

一番の変更点は、これまでは申請期間が1か月しかなかったのが、少し伸びるイメージで、大体3か月前から1か月前までに継続申請をいただく形になります。必要資料を揃えていただくのはこれまでと変わりません。

○ 小崎委員

理事会は通さなくてもいいか。

○ 事務局（小路口技術主査）

理事会はこれまでと同様、通す必要があります。

○ 阿久根議長

暫時休憩してもいいですか。

(休憩)

○ 阿久根議長

再開します。それでは議題3については、質問もございましたが、修正を反映した上で改正することとしてよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○ 阿久根議長

それでは、そのように決定いたします。

【議題1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○ 阿久根議長

それでは議題1ですね。

議題1は「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」です。これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（小路口技術主査）

引き続き、漁業調整係の小路口です。資料1を御覧ください。

本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文)

水 振 第 4 1 1 号
令和6年9月17日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（小路口技術主査）

3ページをお開きください。先ほどの議題3で、継続の許可を盛り込みましたので、本日諮問するのは新規許可についてでございます。

今回、小型機船底引き網漁業、手繰2種、貝曳網漁業、所謂カコ自貝の新規許可について説明させていただきます。

今回、江口漁協から新規就業に伴う新規許可の要望が2件ございました。現在、

県全体、北薩から南薩までで51隻の許可がございますが、10月末をもって13件の廃業があることを予定しております。よって、2件新規許可をしても現在の許可数を上回るものではなく、新たな許可について差し支えないと考えております。

制限措置の内容は、従前の許可同様としており、操業区域は「南さつま市野間岬以西の線以北の鹿児島県海域。ただし、八代海は除く。」、漁業時期は「1月1日から12月31日まで」、総トン数は「15トン未満」、馬力数は定め「なし」、許可すべき数は要望の「2件」、漁業を営む者の資格は「定めなし」としております。

許可の有効期間は、継続許可を受ける者にあわせて、令和6年11月1日から令和9年10月31日で、申請すべき期間は、令和6年9月19日から10月18日としております。

4ページ以降には、参考資料として、制限措置の公示に係る資料と漁業法、漁業調整規則の抜粋を載せております。

なお、先ほど御説明したとおり、現有の許可を受けている者で、有効期間満了後も継続して許可を受けようとする者は、継続の許可を行うものとしており、今後、制限措置の公示に係る海区漁業調整委員会への諮問は、継続の許可の対象外となる、もじゃこ漁業、稚うなぎ漁業、さんご漁業と、または今回のような新規許可のみとなります。説明は以上となります。

○ 阿久根議長

新規就業者がまだいましたか。

○ 事務局（小路口技術主査）

先ほど県全体で51件の許可があると申し上げましたが、これは過去最大の許可でありました。実は昨年から新規要望はあったものの、現有許可が過去最大ということから、漁協内で調整できないかを検討をお願いしていたところです。ただ、今回継続の許可に当たって、全漁協へ廃業の予定について照会をかけたところ、廃業が13件あるとのことでしたので、今回、新規要望2件を許可させていただきたいと考えているものです。

○ 阿久根議長

ただいま議題1について県執行部から説明がございましたが、委員の皆様方から、何か御意見・御質問ございますか。

特に意見等はないようですので、議題1の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」は、原案のとおり定めることが適當の旨、答申することとしてよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【その他】

○ 阿久根議長

それでは議題は全て終わりましたが「その他」で、委員の皆様から何かござい

ますか。

○ 阿久根議長

それでは県から「その他」で何かございますか。
はい村田事務局次長。

○ 村田事務局次長

調整係の村田です。八代海のバッチ網の漁業許可について、熊本県との調整がこれまで行われてきているところですが、その件で御報告させていただきます。

漁業許可については4月22日付けで許可証を発出しているところですが、熊本県から抗議があったことから、春漁は見送り、10月から操業を開始するということで熊本県と調整をしてきたところです。令和6年2月以降、水産庁・鹿児島県・熊本県の3者で、対面で8回協議を実施しております。鹿児島県としては、鹿児島県海域として、取締りも含めて管理・管轄してきたと主張してまいりました。熊本県は、両県が操業可能な入会海域であり、操業を自粛してきた海域という主張で、なかなか折り合いがつかない状況でございました。

その中で水産庁から6月上旬に、調整案として、漁業調整上の懸念があることから本年の当該海域での操業は、許可に基づくものではなく、県の試験研究機関も参画した上で、資源の状況等のデータを収集する「試験操業」で行うことを御提案いただいたところです。

水産庁からの提案の内容としては、試験操業によりデータ収集や他の漁業への影響等を確認していくということと、両県の海区委員も含めた協議を行うというもので、その協議を9月5日に実施しております。

9月5日の協議においては、鹿児島県からは、阿久根会長、重信委員、柳原委員の3名に御出席いただき、福岡市の九州漁業調整事務所で、熊本県の不知火海区の江口会長、前田副会長、行政の平岡委員を含めて協議をしてまいりました。

その協議では、熊本県漁業者から示された3点について、本県が回答した後、意見交換を実施しております。

熊本県の委員からは、行政間の協議を続けて欲しいという意見。また、熊本県漁業者は、入会海域での操業を自粛しているにもかかわらず当該海域で鹿児島県漁業者が操業すれば、熊本県側も操業することになり、シラス資源が枯渇してしまうという意見。また、1つの許可で全てのバランスが崩れ、60年前の混乱した状況に戻ってしまうとの意見が出されたところです。

本県の委員からは、海区委員間での協議も取り合ってくれなかったことを指摘しております。その他、許可は鹿児島海区委員が責任を持って、行政に進めるように答申していること、譲歩して国の調整案である「試験操業」を飲んでいる状況だということ、トラブルが起こるのは県境が定まっていないことが問題ではないかという指摘、また、懸念ばかりするのではなく、問題が発生してから解決のために協議をするべきだという意見が本県委員から提出されたところです。

水産庁の提示したパッケージ案というものがありますが、それに対し、本県としては了承するというのを、当日、提示しております。

熊本県は、持ち帰って回答するという回答でありました。

以上が9月5日の協議結果でございます。

その後、9月13日に熊本県から、水産庁が示した試験操業という案に対し、熊

本県としての回答がありました。回答内容としては、本県としては飲めるものではない内容になっており、例えば、操業日数は10日以内にしてくださいとか、試験操業するときには、調査船や取締船が同行してくださいという内容。もしくは、次年度の試験操業については、両県知事の同意を取るというようなもので、この段階において、とても飲めるものではない内容になっております。

内容については水産庁と協議しており、我々としては、今週金曜日には、東町漁協と許可希望者に対して説明するというので、国へ期限として示しておりますので、それまでの間で国と話を進めて、今後の対応を検討していくという状況でございます。現在までの状況については以上です。

○ 阿久根議長

補足ですが、平成18年に出された要望を令和のこの年まで解決できずにいるわけですが、現在の委員の皆様の水産振興という確固たる想いのもと、思い切って、委員の責任として答申をしたわけですから、我々委員が毅然たる態度で、凜として突っぱねて、鹿児島県としては、100歩200歩譲って水産庁案を飲むわけだから、我々はこれ以上期限伸ばすつもりも待つつもりも変えるつもりもないです。あとは熊本県が考えることですから、我々は熊本県がどうあれ、水産庁案を飲みます。

こちらの主張を押し付けるのではなく水産庁の調停案を飲んだので、我々は水産庁の案を飲んで、肅々と10月1日からは操業させますと。

熊本県は資源保護がどうのと言うんですけど、当県のこの海域のバッチ網の許可数は2です。一方で熊本県は49です。絶対数として49対2なのに、なぜ鹿児島県の2にそこまで言うのかと。しかも、水俣にもどこにも接していない、鹿児島県の出水。東町漁協の共同漁業権に隣接する沖合なので、熊本県には、どう接すれば、鹿児島県じゃなく熊本県の権利が発生するんですかと言うんですが。あちらはやる気満々で文書を作ってきたので、鹿児島県としては、職員も一生懸命頑張ってきましたので、これ以上は委員の責任として、我々が決めたことなので、肅々と進めていきますと言って帰ってきました。以上が実態でした。暫時休憩。

(休憩)

○ 阿久根議長

再開いたします。他に何かありますか。
村田事務局次長。

○ 村田事務局次長

もう1点、その他で御報告させていただきます。

今、海区調整委員会委員の公募をかけているところでございます。9月19日木曜日を期限として、当日消印有効で募集しているところです。

現在の応募の状況は、9月3日時点で県のホームページで公表しております。鹿児島海区は、学識経験委員として篤さん。中立委員として前田市長。熊毛海区の方は、学識経験委員として折田さん。奄美大島海区が、学識経験委員として柳原さん、中立委員として宇検村の元山村長に応募いただいております。

その他、今日時点の状況としては、氏名は控えさせていただきますが、鹿児島海区は、漁業者委員が定数9に対し現時点で8名、学識経験委員については、篤

さん以外で2名出てきております。熊毛海区は、漁業者委員が定数6に対して1名の応募となっております。奄美大島海区は、漁業者委員が定数6に対しまして3名が応募しているところです。

熊毛海区と奄美大島海区については、それぞれの漁協や団体で今調整が進んでいると聞いております。鹿児島海区についても、定数9で現時点8ということですが、それ以外での応募もありそうな状況でございます。現在の状況は以上です。

○ 阿久根議長

他にはないですですね。

【閉会】

○ 阿久根議長

それではこれもちまして、第4回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。議事進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

○ 板坂事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

— 令和6年9月17日（火）午後3時33分終了 —